

秋田事案が結審 判決は5月17日に

2月5日に仙台高裁は秋田事案について第3回口頭弁論を開き、原告（控訴人）と弁護団が最終の意見陳述を行い結審しました。弁論に先立ち、仙台高裁前の三角公園でアピール集会を開催。全厚生の仲間をはじめ、国公東北ブロックや秋田県労連等の仲間が結集し、裁判所の公正な判断を求めました。

当時を思い出して悔しくて涙がこぼれそうになる

13時30分からの弁論では、当事者双方が準備書面を陳述した後、控訴人側の意見陳述がなされました。

まず控訴人の鈴木さんが、今回出廷できなかった淡路さんの陳述書を代読しました。「自分が本当に免職されなければならなかったのかという疑問は、人事院でも裁判でも納得することはできていない」「裁判所には、国側の言い分にそった判断ではなく、原告の一人ひとりが納得でき、提訴して良かったと思えるような判断を願っている」と述べました。

続いて小畑さんが陳述し、「独立した司法の場であれば偏りのない公平な審査をしていただけると信じて提訴した」「不当な分限免職をされて裁判所に救済を求める人間の気持ちをわかっていたいただきたい」と述べました。続いて小畑さんは、控訴を断念した高橋さんの陳述書を代読。「現実残酷。今、当時のことを思い出して、悔しくて涙がこぼれそうになる」「機構に採用されず分限免職となったことは勿論だが、現在も機構の職員になるために応募すらできないなんて絶対におかしい」と訴えました。

最後に弁護団から二人が意見陳述。加藤弁護士は、「この事件は戦後初の公務員大量解雇事件。なんとしても最高裁に判断してもらわないといけない。最高裁に判断させるためにも、高裁段階最後の判決となる秋田事案が高裁で踏み込んだ判断をすることが重要」と強調。狩野弁護士は「当事者らは、裁判所こそが、この乱暴で信義にもとる分限免職処分の実態を暴き正義の判断をしてくれると信じてたたかってきた。当事者の切なる思いや声にこたえていただくことを心から希望する」と訴えました。

これらの陳述を終え結審。判決は、5月17日（金）午後1時30分から仙台高裁で言い渡されます。

「おかしい」と言い続けなければいけない

弁論に先立ち、仙台高裁前の三角公園でアピール集会を開催。全厚生の仲間をはじめ、国公東北ブロックや秋田県労連等の仲間が結集し、裁判所の公正な判断を求めました。控訴人の小畑さんは「最後に言いたいことを言いたい」、鈴木さんは「弁論では淡路さんの陳述を代読する。思いが届くようがんばりたい」と述べました。京都から駆け付けた京都当事者の川口さんは「安倍政権は恣意的に行政を歪め続けている。この事件も政権の意向や恨みでやられた。おかしいことはおかしいと言い続けなければならない」と訴え、また中部闘争団の磯貝団長は「愛知では不当にも上告が棄却された。秋田事案を全力で支えたい」と決意を述べました。



アピール集会を終えて入廷する原告と支援者

広島事案、最高裁が上告を棄却

最高裁判所は広島高裁判決を不服として上告していた広島事案に対し、1月18日付で請求を棄却する決定を下しました。昨年5月17日に出された広島高裁での不当判決以降、愛知事案に対する12月20日の上告棄却に続く不当な判断で、断じて許すことができません。全労連、国公労連、全厚生闘争団は、2月1日に最高裁に向け不当な決定に抗議するとともに、東京事案の公正・公平な判断を求める要請を行いました。

要請団は、弁護士から中川弁護士、三澤弁護士と橋口全労連副議長、川村国公労連副委員長、盛田全厚生委員長をはじめ、広島、愛媛の原告を含む17人が参加しました。要請の冒頭に弁護団の中川弁護士は「東京事案は地裁で1名の解雇処分が違法無効とされたが、高裁ではその判決を取り消し意見が分かれています。これだけ大量の国家公務員が分限免職になる事例は過去に無く、意見が分かれた点も含め最高裁での判断が必要であり、上告を受理し弁論を開くよう強く要請する」と述べ、司法の最高機関である最高裁で憲法判断も含め請求を受理するように求めました。

続いて広島原告の平本さんは「上告棄却を受けて私の敗訴が確定したが、判決では厚労大臣にも分限免職回避義務の責任があるとされた。分限免職を受けたものは、憲法で保障された勤労権、財産権などが侵害されており憲法違反になる。引き続き東京事案・愛媛事案は憲法解釈も必要となるので上告を受理して弁論を開くようお願いしたい」と要請しました。中部闘争団長の磯貝さんは「愛知事案も12月20日に上告を棄却されたが、名古屋高裁で7月5日に名古屋高裁で判決が出され、わずか5か月で上告棄却したことは断じて許されない。高裁段階では名古屋大学名誉教授の意見書なども提出したが全く審議されない内容だった。続く各事案においては最高裁として十分審議してもらいたい」と要請しました。最後に、盛田全厚生委員長は「これは人権裁判だ。人権を踏みにじられた原告らの思いにこたえるためには、上告を受理し弁論を開くように強く要望したい」と要請し終了しました。

最高裁前要求行動を実施

最高裁への要請日の昼休みに、最高裁西門前で訴えを行いました。主催者を代表して笠松国公労連書記次長は「社保庁闘争も10年目に入り長期化している。政治のノウハウにより解雇された仲間を直ちに職場にもどそう」と呼びかけました。原告を代表して広島の平本さんは「最高裁で上告が棄却され敗訴が決定したが、これまでたたかってこられたのは、支援してくれる多くの仲間がいたからこそ。全厚生とともにたたかえて本当に良かった」とこれまでのたたかいを支えてくれた支援者にお礼を述べるとともに、引き続き奮闘する決意を述べました。

最後に盛田全厚生委員長は「10年に及ぶたたかひのご支援に感謝したい。必ず全員を職場にもどすまで奮闘する」と決意を述べ行動を終えました。



最高裁判所前で訴える平本さん

事務局

〒604-8854

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都地下

京都国公気付 ☎:075-801-7875 FAX:075-801-7876 (共に京都国公)

[mail:zenkousei-tousoudan@xug.biglobe.ne.jp](mailto:zenkousei-tousoudan@xug.biglobe.ne.jp) (全厚生闘争団メールアドレス)

http://www.geocities.jp/zks_sasaerukai/index.html (全厚生闘争団を支える会ホームページ)